

国立大学法人東京農工大学保健管理センター運営規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学保健管理センター運営規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正 案	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学保健管理センター運営規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16保経教規則第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則（以下「規則」という。）<u>第9条第4項の規定に基づき</u>、国立大学法人東京農工大学保健管理センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 省略</p> <p>(所長の選考)</p> <p>第5条 所長の選考は、<u>教育研究評議会の議に基づき</u>、学長が行う。 2 その他所長の選考方法について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第6条～第15条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則（以下「規則」という。）<u>第8条の規定に基づき</u>、国立大学法人東京農工大学保健管理センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 省略</p> <p>(所長の選考)</p> <p>第5条 所長の選考は、<u>教育研究評議会の意見を参考にして</u>、学長が行う。 2 その他所長の選考方法について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第6条～第15条 省略</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則

この規則は、平成20年4月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。